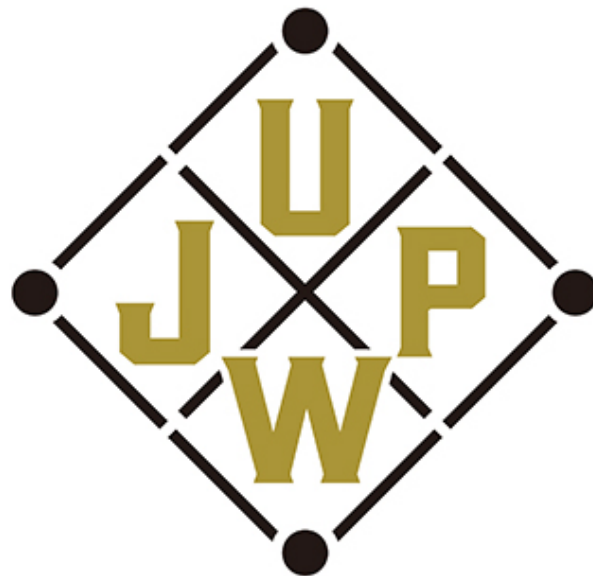


一般社団法人日本プロレスリング連盟

(UJPW)



**UNITED JAPAN
PRO-WRESTLING**

■名称

一般社団法人日本プロレスリング連盟 (United Japan Pro-Wrestling Association)

■事務所

主たる事務所を東京都中野区 (新日本プロレスリング(株)内) に置く。

■設立の目的

日本におけるプロレスリングの水準、認知度及び社会的信用の向上並びにプロレスリング文化の普及を図ることにより、豊かなスポーツ及びエンターテインメント文化の振興に寄与し、ひいては日本文化の繁栄及び国際親善に貢献することを目的とする。

■設立の背景

コロナ禍で、プロレス界が全体として行政や民間の企業・団体と相対する際の窓口がないという問題に直面し、平時から団体間で横のコミュニケーションをとれる器の重要性を認識。コロナ禍を乗り越えた今だからこそ、今後に向けた取り組みの必要性を痛切に感じプロレス団体の枠を超えた窓口を担うために連盟を設立、連携を図ってきたが、今後より一層ガバナンスを強化し、運営の透明化と社会的信用力の向上を行うために法人化に至った。任意団体とは異なり、法人名義で法律行為を行うことができる (口座を開設し、固有の財産を保有できる) というメリットがあることなどや、連盟の目的に鑑み営利を目的としない一般社団法人を設立。引き続き団体間の健全な競争を維持しながらも、目的や事業内容の制限がなく、業界全体の発展を目指す。

■参加団体 (※五十音順)

(1) 正会員

	団体名	運営企業
1	ガンバレ★プロレス	株式会社ガンプロエンターテインメント
2	九州プロレス	NPO 法人九州プロレス
3	新日本プロレス	新日本プロレスリング株式会社
4	スターダム	株式会社スターダム
5	全日本プロレス	オールジャパン・プロレスリング株式会社
6	大日本プロレス	有限会社四ッ葉工芸
7	DDT プロレス	株式会社 CyberFight
8	東京女子プロレス	株式会社 CyberFight
9	DRAGONGATE	DRAGONGATE 株式会社
10	プロレスリング・ノア	株式会社 CyberFight

(2) 賛助会員 当法人の目的に賛同してその事業を賛助するために入会した個人又は団体

■事業

- (1) プロレスリングを通じたスポーツ及びエンターテインメントの振興及び支援
- (2) プロレスリング文化の普及及び社会的信用の向上に関する事業
- (3) プロレスリングに関する諸規約の制定
- (4) 会員相互間におけるガバナンスの強化に関する事業
- (5) プロレスリングの選手、レフェリー、トレーナーその他の関係者に対するコンプライアンス等の研修及び指導並びにこれらの者のための厚生事業及びセカンドキャリアの支援
- (6) プロレスリングの国際的な交流に関するイベント等の企画及び運営
- (7) プロレスリング事業及びプロレスリングの技術に関する研究
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- (9) 前各号に附帯関連する事業

■理事会について

各団体から議決権数に応じて理事（任期2年。原則として各社員の代表者若しくはそれに準じる方、又は専門的知見を有する方）を選出し、理事会は1事業年度中2回を必須の開催としつつ、必要がある場合には臨時で招集することを想定。

■理事

代表理事	高木 三四郎	株式会社 CyberFight
業務執行理事	菅林直樹	新日本プロレスリング株式会社
	斉藤了	DRAGONGATE 株式会社
	筑前りょう太	NPO 法人九州プロレス
理事	福田剛紀	オールジャパン・プロレスリング株式会社
	岡本保朗	株式会社 CyberFight
	武田有弘	株式会社 CyberFight
	登坂栄児	有限会社四ッ葉工芸
	三島通義	株式会社ガンプロエンターテインメント
	木谷高明	株式会社ブシロード
	棚橋弘至	新日本プロレスリング株式会社
	岡田太郎	株式会社スターダム
	松本仁司	新日本プロレスリング株式会社
	長岡征斗	TMI 総合法律事務所
監事	山田真哉	芸能文化税理士法人（公認会計士・税理士）

■会費について

正会員 5万円/年

賛助会員 3万円/年

全額連盟の運営に充てる予定であり、全ての理事・幹事は当面報酬を無償とする。

■会員資格

①入会時点において、プロレスリングに関する事業について、対価を得て定期的かつ継続的に活動している団体（アマチュア団体を除く。）を主催又は運営していること

②法人格を有すること

③所属契約（選手が正会員の主催又は運営する団体に専属的かつ継続的に出場し、その対価として正会員から選手に対し固定の報酬を支払う契約であり、その契約期間が1年以上であるものをいう。ただし、雇用、業務委託などの契約形態は問わない。）を書面又は電磁的方法により締結している選手を1名以上擁すること

④直近の事業年度におけるプロレス事業による売上が5千万円以上であること

⑤第1号に掲げる団体の設立及び活動開始より2年以上経過していること

⑥所属選手・スタッフの人権尊重はもとより、コンプライアンスを重視していること

⑦健全な団体間競争を行いながらも、他の会員との対話と調和を重視し、プロレス界全体の発展を目指すという当法人のビジョンを共有できること。

※賛助会員については③及び④は考慮しない

■本連盟の今後のビジョン及び活動について

今後の活動

本連盟の今後の活動としては、①官民連携強化及び②プロレス団体間での共通課題の解決を主軸に据えることを想定しています。

① 官民連携強化のための取組みとしては立法府（格闘技振興議員連盟）及び行政府の関係省庁（文科省文化庁／スポーツ庁、経産省）と引き続き対話を行い、定期的に意見交換を行う想定です。

② プロレス団体間での共通課題の解決としては、以下の施策が例として挙げられますが、皆様や現場の選手・スタッフの意見を反映させつつ、様々な施策を年度ごとに検討して参りたいと思います。

(i) 安全面・医療面に配慮したガイドラインの策定

(ii) 薬物濫用を予防するガイドラインの作成

(iii) 引退後のセカンドキャリアの補助

(iv) 選手に対する研修（コンプライアンス、ハラスメント防止、SNS使用、税務の基礎など）